

| | |
|------------------|---|
| Title | 「誤読」された逸話：『古今著聞集』巻第十六・興言利口第廿五「蔵人判官範貞内覧の大臣頼長を見知らざる事」の考察 |
| Sub Title | |
| Author | 箱野, 文昭(Tateno, Fumiaki) |
| Publisher | 慶應義塾大学国文学研究室 |
| Publication year | 2012 |
| Jtitle | 三田國文 No.56 (2012. 12) ,p.13- 24 |
| JaLC DOI | 10.14991/002.20121200-0013 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20121200-0013 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「誤読」された逸話

——『古今著聞集』卷第十六・興言利口第廿五

「藏人判官範貞内覧の大臣頼長を見知らざる事」の考察——

館野 文昭

はじめに

建長六（一二五四）年に成立した『古今著聞集』（以下『著聞集』と略称す）は、橘成季の編になる説話集である。その説話の取材方法については、跋文に「或は家々の記録をうかゞい、或は処々の勝絶をたづね、しかのみならず、たまぼこのみちゆきずりのかたらひ、あまさかるひなのでぶりのならひにつけて、たゞきゝつてにきく事をもしるれば、さだめてうける事も、又たしかなることもまじり侍らんかし」とあり、編者が様々な方法で様々な種類の説話を採集していたことが窺える。実際に『著聞集』を繙けば、口頭で伝わった口承説話と覚しきもの、記録をそのまま引き写したような説話、記録を説話風に翻案したものなど多様なタイプの説話が収録されていることが了解される。故に、説話ごとに抱えている事情も一様ではなく、各説話の性質を個別に検討する必要があるだろう。

本稿では、卷第十六興言利口第廿五に収録される五一一段説話「藏人判官範貞内覧の大臣頼長を見知らざる事」について検

討してみたい。この五一一段は、一見単純な説話であるが、実は複雑な問題を孕んでいる。

一、『古今著聞集』五一一段

『著聞集』において、五一一段説話はどのような説話として認識されているのだろうか。『著聞集』五一一段の本文は次の通りである。

仁平二年三月廿五日、八幡行幸ありけるに、藏人判官藤原範貞、舞人をつとめたりけるに、宮寺にて、左大臣頼長わたくしに奉幣せさせ給て、南階をおり給けるに、範貞立むかひてうやまう気色なかりけり。おとゞふしぎとおぼして、ひそかに「われをばしらぬか」と問ひ給たりければ、いまだ見しりたてまつらぬよしをこたへ申ける、いふばかりなく、おとゞすぎ給にけり。内覧の大臣を見しりたてまつらぬ藏人、不思議なりける事也。彼範貞は式部大輔永範が息なり。

これは『著聞集』卷第十六の「興言利口」篇に入集する説話

である。「興言利口」篇というのは、種々の笑い話が収載される部立である。本話が『著聞集』において、興言利口譚としてどのように捉えられているかをまず考えたい。『著聞集』本文に即して考えてゆく。

本話は仁平二(一一五二)年三月二十五日の近衛朝における石清水行幸の折の逸話である。石清水行幸の際には芸能が奉納されるのが通例であるが、蔵人判官藤原範貞時という人物がその舞人を務めていた。八幡宮本殿にて、時の左大臣藤原頼長が公式の奉幣とは別に、私的な奉幣をして、南階をおりたところ、舞人の範貞は頼長に「立ちむか」っていた。つまり蹲踞・平伏³といった敬礼をとらずに頼長の方に顔を向けていたという。撰関期の蔵人の故実について記す『侍中群要』五「礼節事」に、「蔵人於大臣前、必居、但伝宣旨之時、仰詞了後可居也⁴」とあり、蔵人の故実に照らしても、左大臣の前では「居」即ち蹲踞の礼をとるべきで、「立ちむか」うことは無礼なことであった。その範貞に対して、頼長は意外のことと思ひ、「左大臣である」自分のことを知らないのか」と密かに問うた。それに対して範貞は知らないと答えた。頼長は呆れ果てて、範貞の無礼を咎めることもせず過ぎ去った。以上の如き逸話であるが、この逸話に対して『著聞集』編者は、内覧の大臣を知らない蔵人がいたとは、「不思議なりける事⁵」であると評している。確かに、『新潮古典集成』の頭注⁵が指摘するとおり、天皇の秘書官であり、文書の管理・受け渡し等をその職務に含んでいる蔵人所の職員が、文書を内見する内覧の大臣頼長のことを知らないというのは、理解の範疇を超えた、「不思議」の

ことであると言える。ここに史実を付け加えれば、久安三(一一四七)年、頼長は蔵人所の総裁である蔵人所別当に補されている。自らが所属する役所の長官を知らないというのは、常識外れも甚だしい。

先に述べたとおり、編者はこの説話を「不思議」と評しているが、ここでの「不思議」というのは「理解しがたい程に愚かで笑ってしまう」といった意味で用いられているようである。要するに、あまりにも無知な、全く常識外れの言動をとった、笑止千万な蔵人がいたものだ、という点で笑いを誘う、興言利口譚となっている。

頼長が登場人物となっている点⁶がまた興言利口譚として効果的に機能しているようである。本話の前話である五一〇段もた頼長の登場する説話である。五一〇段を引用する。

久安の比、⁷宇治左府宇治へおはしましけるに、有盛朝臣、装束を車にぬぎをきてありきけるが、おとゞにあひたてまつりにけり。主君の御車と見て、ものきるにをよばず、まよひおりたりける、いかにおかしとおぼしけむ。

五一一段では単に「左大臣」とあるだけだが、ここで引用した五一〇段には「宇治左府」とあるから、続く五一一段の「左大臣」も「宇治左府」即ち藤原頼長を指すとすぐにわかる仕組みになっている。尤も五一〇段がなくとも、『著聞集』が読者として想定する層の人間にとつては、仁平二年の「左大臣」に「頼長」という具体的人物を当てはめることは容易なことであったかもしれない。とにかくここで考えるべきは、読者がどのような頼長像をもって説話を読んでいたかということである

う。

頼長とはどのような人物であったか。頼長といえ、「悪左府」の異名で知られる、「厳酷・苛烈なことで時人に恐れられた人物であった。」『今鏡』「ふじなみの中 飾太刀」はその人格について、

こと行なはせ給ふことも、古き事を興し、上達部の著座とかし給はぬをも、みな催しつけなどして、公私につけて、何事もいみじくきびしき人にぞおはせし。道に会ふ人、きびしく恥ぢがましきこと多くきこえき。公事行なひ給ふにつけて、遅く参る人、障り申すなどをば、家焼きこぼちなどせられけり。

と記す。頼長が行った政策として、官紀の肅正策がよく知られている。また頼長は撰閑家としての最上流意識がきわめて強く、中下級の廷臣の僭上を嫌っていたことも有名である。それゆえ当然礼節作法に対しても、きわめて厳格な態度で臨んだと見られる。礼節を欠く行為をして頼長に辱められた人は多かつた。有名な例としては、『百鍊抄』久寿二（一一五五）年二月一日条に、

左大臣が途中為左衛門尉信兼被射危。咎無礼之間及鬪乱也。

と見える、乱闘にまで発展した平信兼の例等が挙げられよう。

当時の左大臣がかくの如き「公私につけて、何事もいみじくきびしき」性格の持ち主であったことは、一世紀後の『著聞集』の時代においても常識的な知識であったと考えられる。無礼を働いたらどのような酷い目に遭うかわからない人物。その

ような頼長像を念頭において『著聞集』の読者は五一〇段・五一一段を読んだことだろう。

五一一段の説話は、そのような頼長に対して礼を失する行為を働いて、何事にも厳しい頼長が呆れ果てて咎める気も失せてしまう程に愚かな藏人の話として認識されることになる。つまり、先述のような頼長像を思い浮かべてこの説話を読むことで、より滑稽味が増幅されるものとなっている。前段の五一〇段の説話もまた、同様の頼長像を前提とすることで、説話のリアリティが高められている。五一〇段は路頭で頼長に遭遇した藤原有盛が、悪左府頼長の厳酷苛烈な性格を恐れるあまりに、慌てて服を着ずに下車してしまった話と読むことができる。五一〇段・五一一段と、頼長と礼節に関わる説話が並んでいるが、明らかに意図的な配置である。両説話は好一對を為しており、連続して読むことで滑稽さが増幅される、効果的配列と言える。

さらに言えば、「彼範貞は式部大輔永範が息なり」という説話末尾の一文もまた、藏人範貞の愚かさを強調する役割を果たしている。この範貞の父である永範という人は、南家藤原氏貞嗣流の儒者で、後白河・二条・高倉の「三代の侍説」を務めた人物である。『著聞集』において登場回数が多い人物であり、『著聞集』読者は永範を「高名で優れた儒者」として認識していたものと考えられる。かの鴻儒永範の息である範貞が、無知で愚かな者であったということになれば、何とも滑稽なことであらう。

『著聞集』五一一段において、頼長・永範という著名な人物

の名が喚起するイメージによって、範貞というあまり有名でない人物の愚かさ・滑稽味が強調されているのである。¹³⁾

いずれにせよ『著聞集』編者は本説話の肝を「想像を絶する愚かな蔵人」と考えていたようである。

二、仁平二年三月二十五日の石清水行幸と頼長

ここで、事実関係の確認を行いたい。『著聞集』本文は、「仁平二年三月廿五日」と具体的日付を記していることから、編者は何らかの記録を依拠資料としてこの説話を採録したと推測され、『著聞集』五一一段の語る、「頼長に対し範貞が礼を尽くさなかつたこと」、「範貞が頼長のことを知らないと答えたこと」、「頼長が範貞を咎めず過ぎ去っていったこと」は、事実であった可能性が高いと言える。実際に仁平二年三月二十五日の石清水行幸については、『兵範記』及び『本朝世紀』に記事が見られ、この日行幸が行われたことは史実であったことが知れる。ここに信頼できる同時代史料として、『兵範記』同日条を引用する。¹⁴⁾

天晴、石清水行幸也、

巳剋出御、自中御門西行、自大宮南行、神宝前舞人右衛門尉藤範貞^{廷尉、皇嘉}、左兵衛尉藤憲頼^{内蔵}、馬助盛業、定兼、

中務少輔季経、侍従信能、少納言実経、教宗、左近権少将

隆長朝臣、^{左番長兼清為儀、隨身如恒、小舎人童一人着当}少納言成隆朝

臣遅参、於八條^{藤原}辺参会云々、

左大相府騎馬前駆、博陸殿下供奉後陣、此外供奉諸司百官

扈從如例、

行事上卿兵衛督忠雅、参議為通朝臣、

右少弁資長、

申刻着御宿院、先御禊、上卿以下率参山上、奉幣、東遊、

御神楽、曲舞等如例云々、入夜事了、還御、夜半還宮

云々、

ここには頼長の私的な奉幣については何も記されていないが、この行幸に頼長も供奉したこと、範貞が舞人を務めていたことは事実であったと確認出来る。

所引の記事からもある程度はわかるが、石清水行幸においては、天皇及び行幸に供奉した殆どの人は御宿所（極楽寺）に留まり、御禊の後に勅使である上卿以下が男山に登り、本殿の神前にて奉幣、芸能の奉納が行われ、それが終わった後天皇の待つ御宿所に戻り、勅使が御願を祈念したことを天皇に奏上を行うという形式のものであった。¹⁵⁾ 左大臣の頼長も、天皇と同様に御宿所に留まり、男山の山上へは登らないのが通例である。しかしこの時は、勅使とともに山上へ登り、勅使による公式の奉幣とは別に、「わたくしに」、即ち太政官の左大臣という廷臣としてではなく、あくまで私的な立場で、追加の奉幣を行ったものと見られる。奉幣を終えた頼長が南階を降りたその場に舞人がいたという説話の記述から、頼長の奉幣は一連の儀に割り込む形で為されたようである。

頼長がこの日石清水八幡宮に参詣して「わたくしに」奉幣したことは、どのような意図があったのだろうか。『台記』には頼長が石清水八幡宮を含む社寺に参詣したという記事が散見される。『台記』に見られる石清水参詣の例を挙げる。¹⁷⁾

詣八幡入内、著衣冠、乘網代車、前驅著布衣唯授幣、先於宝前、奉幣三捧、使俗別当兼安祝、還祝後賜祿、次詣若宮奉幣一、兼康祝還祝如前、次詣武内奉幣一、如若宮儀、了帰京、〔台記別記〕久安四年十月十日条)

詣八幡念論、依入内立后慶也、若宮・武内同奉幣、俗別当兼安有所勞、仍神主兼実申祝、〔台記〕久安六年六月三日条)

頼長は養女多子の入内の祈願の為に、また多子の入内・立后が成った後はその慶を申す為に、石清水八幡宮を詣でている。この例が示すように、出世や養女の入内といった政治的願望の祈願、及びそれが達成されたことの賀を奉告するといった目的での参詣が多い。この説話の時の奉幣もまた多分に政治的な意図を持つものだったと推察される。

この時期の頼長は、周知の通り、兄である関白忠通と、執政の座を巡って政治的に対立していた。¹⁸⁾久安六(一一五〇)年頼長は養女多子の入内・立后を果たす。その後頼長を偏愛した父忠実が、執政の座を頼長に譲ることを拒否した忠通を義絶して、氏長者を忠通から取り上げて頼長に与えるという経緯で、頼長は氏長者に就任する。翌仁平元(一一五一)年正月十日には内覧宣旨を被り、執政の座に着いた。忠通は依然として摂祿の地位にはあつたものの、鳥羽院政下で忠実・頼長陣営は敵対する忠通陣営に対して、少なくとも名目的には、優位に立つことになったわけである。この行幸はまさにそのような時期になされたものであつた。今回の奉幣は、時期的に見て、氏長者・内覧に就任したことの慶を奉告する意図で行われた奉幣だった

のではないかと推測されるが、同じくこの行幸に供奉していた兄忠通に対して、自らの優位的立場を示威する意図もあつたのかもしれない。

そうは言っても八幡神という天皇家にとつて重要な神の前で、天皇の命の下に行われている儀式に割り込む形で、私的に奉幣をするということは、通常は認められるものではなかつたろう。この頼長の奉幣は、執政の座を手にした者の驕慢にして僭上な振る舞いであつたことは間違いない。

三、藤原範貞について

ところで、前節に引用した『兵範記』の記事と、『著聞集』五一一段の本文とを見較べると、『著聞集』編者が重大な事実誤認をしていることが確認出来る。『著聞集』本文の「内覧の大臣を見しりたてまつらぬ藏人、不思議なりける事也」の一文は明らかに「藏人判官範貞」が天皇に近侍する藏人所の藏人であることを前提としている。しかし同時代史料である『兵範記』には、「右衛門尉藤原範貞廷尉、皇嘉」とある。割注に「廷尉」とあり、彼が検非違使を兼官していたことが知れ、これは『著聞集』本文の「判官」に符合する。問題は「皇嘉門院藏人」とある点である。平安後期になると、禁中のほかに、院や女院、摂関家等にも藏人が置かれるようになるわけだが、彼は禁中の藏人所の藏人ではなく皇嘉門院の藏人であつたのである。

ここで藤原範貞という人物について、少し確認しておこう。範貞は先述の藤原永範の一男で、母は従五位上主計助河内守大江行重女、同母弟に非参議従二位民部卿光範がいる。天養元

(一一四四)年十二月三十日に範貞が学問料を給されていることが『台記』に見えるが、これが彼の経歴を記す早い史料である。その後対策に¹⁹⁾応じ、仁平年間頃までには皇嘉門院藏人となっていたらしい。皇嘉門院といえは、時の関白藤原忠通女皇子、崇徳天皇中宮となつた人物である。彼女は父忠通の九条殿を御所としており、忠通の後見を受けていた。範貞の父永範は忠通が主催した文事においてその文才を發揮し、忠通に家司として仕えた人物であることが知られているから、忠通一家と永範一家との縁は深いと言つてよいだろう。²⁰⁾

仁平・久寿・保元頃の範貞の活動については、『兵範記』に幾許か見ることが出来る。以下、『兵範記』を参考に範貞の事跡について述べる。皇嘉門院藏人であつた範貞は、檢非違使・衛門尉の職にあり、仁平二年三月二十五日の石清水行幸のほか、仁平四(一一五四)年三月五日の石清水臨時祭、久寿二(一一五五)年三月二十三日の石清水臨時祭でも舞人を務めている。久寿二年には、近衛天皇が崩御して後白河天皇が即位するが、十一月二十五日、後白河朝の藏人所の藏人に範貞が三十歳で補されたことが記されており、そこから逆算すると大治元(一一二六)年の生まれということになる。同母弟光範もまた、『公卿補任』から大治元年の生まれと推定されるので、両者は同年生まれの同母兄弟ということになってしまうが、絶対に有り得ないことではないのでひとまず措く。範貞は藏人として昇殿を聴された以後も、同年十二月十七日の賀茂臨時祭試業、翌日の賀茂臨時祭においても舞人として奉仕し、十二月二十五日には、従五位下に叙されている。保元の乱で頼長が没し

た直後の保元元(一一五六)年十月十七日には、忠通男基房の書始の儀が、基実の曹司において催されるが、範貞は師匠として五帝本紀を教授しており、彼と忠通一家との縁の強さを窺わせる。その後の事跡は『兵範記』には見えないが、程なくして没したものとと思われる。嘉応元(一一六九)年四月十九日条を見ると、建春門院殿上始において、範貞男国範が藏人に補されているが、その割注に「宮内卿永範男、実故散位範貞男孫」とあり、晩年は散位となつていたらしい。彼の死後は弟の光範が出世し公卿に昇る。

以上を踏まえると、藤原範貞という人物は頼長よりも忠通に縁のある人物で、説話当時の「頼長対忠通」という政治的対立の構図で見た場合、忠通サイドに属する人物であつたことは間違いない。ここで改めて『著聞集』五一一段を見ると、その説話の伝える事実は、全く別の相貌を帯びて来ることになる。

四、説話の真相

忠通サイドの皇嘉門院藏人範貞が左大臣頼長のことを知らないというのは絶対に考えられないことではないが、果たして本当に知らなかったのであろうか。

この時舞人として宝前の儀に奉仕したのは範貞一人ではなかつた。今一度『兵範記』の記事を見ると、舞人の中に頼長男である隆長や頼長家司として知られる成隆の名が見える。また「馬助盛業」も頼長男師長の職事であり、頼長に近い人々がその場にいたことが確認できるのである。²¹⁾となると当日頼長が私的に奉幣するということは、舞人たちの間で示し合わせがな

されており、その場の者たちは皆事前に知っていたと考えられ、頼長が石清水八幡宮本殿の南階を降りた際、皆躊躇なり平伏なり、何らかの礼をとったものと推測される。そのような中、ひとり範貞は立つたままであり、剩え頼長の方に面を向けて、「うやまう気色」が無かったという。これは明らかに意図的な行動と見なければなるまい。

先に確認したとおり、範貞は反頼長である忠通サイドの人間であつたと思われるから、日頃から頼長に対して好感情を抱いていなかったのは間違いない。頼長が勅の下に行われる儀式に割り込む形で奉幣を行うという僭上な行為に対しては、大いに不快感を持ったものと思われる。それゆえ範貞は頼長に対して「立ち向か」うという行動に出たのではないか。

しかし、太政官の首班たる左大臣頼長に対して、この時点ではまだ昇殿を聴されておらず、官としては衛門尉に過ぎない範貞が、「立ち向か」うのは許されることでは無かつたと思われる。身分の低い者の僭上を嫌う頼長の性格を考えると、そのような礼節を欠く行為をした範貞に対して苛烈な処置をとることが想定される。けれども頼長は範貞を咎めることなく通り過ぎていった。これは何故であらうか。

厳酷・苛烈な頼長の性格は先に述べたが、彼の性格に関して、他方では次のような「道理を重んずる」という側面があることもよく知られている。

然而 真実御心ムキハ極メテ正敷、ウツクシクゾ御座ス。
舍人・牛飼ナンドモ、御勘当ヲ蒙ブル時、道理ヲ申ケレバ、細々ニキコシ召テ、罪ナケレバ、御後悔有キ。又禁中

ノ陣頭ニテ、公事行セ給トキ、外記・官史等ヲ諫メサセ給ニ、アヤマタヌ次第ヲ弁申セバ、我御僻事ト思食ヌ時ハ、忽ニ恐サセ給テ、御怠状ヲ書テ、彼等ニ給ハル。恐ラ成テタマハラザル時、「我トコノミ思食怠状也。只タマハレ。一ノ上ノ怠状ヲ、上下ノ臣下ニ取伝ヘン事、家ノ面目ニアラズヤ」ト仰セラレケレバ、畏テタマハルトカヤ。誠ニ是非明察ニシテ善悪無忒ニ御座シケレバ、世以テ是ヲ賞シ奉ル。(半井本「保元物語」⁽²⁵⁾上)

下賤の者であつても、頼長に咎められた者が、正しい理由を説明すればこれを許して後悔したという。今回の範貞の行動も、或いは頼長を納得させるような合理的理由があつたのではないか。

この時の範貞は天皇の命の下に芸能を奉納する舞人である。言わば「天皇の代理」ともいうべき立場で神前にいるのである。一方の頼長は勅使ではなく、飽くまで「わたくしに奉幣」しているものであり、この場において「左大臣対衛門尉」という官制秩序は適用されない。故に舞人が頼長に敬礼する必要は無く、それどころかこの場ではむしろ頼長の方こそ無礼であるという理屈が成立する。頼長が範貞を咎め過ぎ去つた理由はそこにあると思われる。⁽²⁶⁾頼長に「われをばしらぬか」と問われた範貞は「いまだ見しりたてまつらぬよし」を答えたというが、もしかししたら、この時範貞は「この場が官制秩序の外にあり、頼長の行為こそが僭越である」ということを言外に含ませるような言い方をしたのかもしれない。

何れにせよ、この話はもともと頼貞が頼長をやり込めた

いう逸話だったのであろう。頼長説話の一つのパターンとして、「頼長がやり込められる」という、いわば頼長の失敗談というべき類型がある。本話もまた原初的にはその類として伝えられていた逸話だったと考えられる。それを『著聞集』は、「想像を絶する程に愚かな藏人の逸話」と「誤読」した形で採録していた。「誤読」により、説話評価のベクトルの逆転ともいうべき現象が起こってしまったのである。

『著聞集』五一一段は「頼長に対し範貞が礼を尽くさなかったこと」、「範貞が頼長のことを知らないと言えたこと」、「頼長が範貞を咎めず過ぎ去っていったこと」という事実を伝える説話であるが、真実を伝えてはいなかったのである。

加えて指摘すれば、このような「誤読」が明らかになつたことにより、本話が口承により伝えられた説話ではなく、先に少し触れたとおり、記録の類に依っていることも明らかになる。もし口承で伝えられていた説話であったのならば、些末な事項が変化することはあつても、「頼長をやり込める」という本来の肝となる要素が読み替えられるということは、容易には起こらないであろう。「皇嘉門院藏人にして檢非違使尉を兼ねていた人物」の意で「藏人判官」と文字で表記したものを、享受者が「禁中の藏人所の藏人にして檢非違使尉を兼ねていた人物」の意に誤読したと考えれば納得がいく。やはり本話は、記録的な、文字として書かれた資料——恐らくは事実を記す程度で、評語的なものを付さない簡略な記録だろう——に基づいて、それを説話的に翻案したものであると断定して良いだろう。

五、説話の依拠資料と伝承経路

この説話はどのような経路で『著聞集』に採録されるに至つたのだろうか。少し検討を加えてみたい。

本話は五味彦彦氏により、頼長の日記である『台記』を典拠とする説話の一つと認定されている²⁹。現存『台記』は仁平二年三月二十五日の記事を欠くが、『著聞集』説話の取材源となつた記録類の中に藤原頼長の『台記』があつたことは明らかであり、また「わたくしに奉幣」とあるように、頼長の私的な行為が取り上げられていることを考えると、確かに『台記』は本話の依拠資料の有力候補のように思われるが、それが妥当か否かも併せて考察する。

手掛かりになるのは、「藏人判官範貞」という人物呼称の表記である。そもそも本説話の誤読を招いたのは、依拠資料において、本来は「皇嘉門院藏人判官」であつた範貞を、正確に記さずに、「藏人判官」と表記していたのが原因だろう。これは依拠した資料の性質を示唆するものではないだろうか。

依拠資料が記録であるならば、人物呼称はその当時の呼称と考えられる。範貞は仁平二年の時点では皇嘉門院藏人であつた。ということは、本説話は「皇嘉門院藏人」である人物を、単に「藏人」と称するような場において書かれた記録に依つていないだろうか。となると、それはどのような場であろうか。『兵範記』を材として考えてみたい。『兵範記』における範貞の呼称を整理すると次の通りである。

① 右衛門尉藤範貞延和、皇嘉門院藏人（仁平二・三・二五）

② 皇嘉門院藏人右衛門藤範貞尉延（久寿元・三・五）

③ 藏人範貞（久寿元・七・十三）

④ 藏人判官範貞（久寿二・正・三）

⑤ 皇嘉門院藏人同範貞衛門尉（久寿二・三・二十三）

⑥ 藏人左衛門権少尉藏原範貞（久寿二・十一・二十五）

⑦ 藏人左衛門尉藤原範貞延（久寿二・十二・十七）

⑧ 藏人左衛門尉藤原範貞（久寿二・十二・十七）

⑨ 従五位下藤原貞藏（久寿二・十二・二十五）

⑩ 左衛門大夫範貞（保元元・十・十七）

⑪ 故散位範貞（嘉応元・四・十九）

このうち範貞が皇嘉門院藏人という立場であったのは、①⑤である。つまり③④が『著聞集』五一一段の本文と同じく、皇嘉門院藏人でありながら、単に「藏人」と呼ばれる例である。

そこで③④はどういう場の記録であるかを確認してみると、何れも皇嘉門院御所の殿上においてのものである。皇嘉門院御所の内部において「藏人」と言えば当然皇嘉門院藏人を指すから、あえて「皇嘉門院」の四字をつける必要は無い。また④により、皇嘉門院の周辺では、皇嘉門院藏人で検非違使尉を兼任していた範貞を、『著聞集』五一一段と同様「藏人判官」と呼んでいたことが知れるのである。

一方、皇嘉門院藏人であることが明示されている①②⑤は、何れも範貞が舞人として奉仕したことを記す場面、即ち皇嘉門院の外部での呼称である。皇嘉門院御所の外で「藏人」と言えば普通は藏人所の藏人であるから、それと区別する為に皇嘉門

院藏人であることは明示する必要があった。皇嘉門院と縁の薄い藤原頼長が著した記録であれば、当然「皇嘉門院」の四字は欠くことのできない情報である。もし本話の依拠資料が『台記』であれば、「誤読」は起こりえなかったと考えられる。

以上の考察から、範貞が皇嘉門院藏人であることを明示しない『著聞集』五一一段は、『台記』ではなく、もともと皇嘉門院御所の内部の者によって記された記録によるものだったと推測される。身内にいた気骨ある文人について記録を遺すというのは、いかにもありそうなことである。

具体的にその記録が何であるかは詳らかにすることはできない。仮に『兵範記』の記事から皇嘉門院周辺の人物の名を探してみると、「参議為通」の名を見出すことが出来る。（彼は皇嘉門院別当を兼ねており、皇嘉門院周辺にいた人物である。）権大納言伊通の男であり、頼長養女多子の後を追うように入内した忠通養女皇子の異母兄にあたる人物である。或いはこの人が記した記録であろうかとも想像される。しかしこれに関しては、それ以上の根拠があるわけではないので、一案として提示するに留めたい。

『著聞集』の編者である橘成季がどのような立場の人物であったのかについては議論があるが、一般的には九条家の道家に仕えた隨身であったと考えられている。（2）その九条家の祖である兼実は、異母姉にあたる皇嘉門院の猶子となっていた。そして皇嘉門院の所領は兼実に譲られ、それが九条家領の母体となった。そのような関係を考慮すれば、この説話は、皇嘉門院周辺↓九条家周辺↓橘成季という経路を辿って、成季のもとに伝わ

つたものではないだろうか。⁽³³⁾

ただし、説話の誤読が成季によつて為されたのか、依拠資料の提供者の時点で既に誤読されていたのかは定かではない。

おわりに

以上、『著聞集』五一段につき検討を加えてきた。一見単純に見える説話の孕む単純でない問題を確認することが出来た。

この説話において興味深いのは、記録によつてはいるが故に、本来の性質と乖離した形で採録された、という点であろう。常識的に言つて、口承よりも、記録として文字で書き留めるといふ行為の方が、正確な情報を後世に伝えられると考えられる。しかし、文字として書かれるということは、読解者の誤読を介して、本来のそれとは全く別の意味づけが為されてしまう、ということも起こりうるのである。ここでの変容は、口伝えの過程で生ずる変容よりも、ある意味重大な変容と言えるかも知れない。ここに記録から説話を採録するという方法の問題点がある。

本稿は『著聞集』の数ある説話の中から一つを取り上げて考察したものに過ぎず、明らかにし得たのも些末的な事柄に属するものである。しかし、『著聞集』説話を個別に考察することの重要性を確認することは出来たのではないだろうか。この説話は今後『日本古典文学大系』『新潮日本古典集成』といった既存の注釈書を土台として、説話の個別的精説が進められる必要があるだろう。

注

(1) 引用は、岩波書店刊『日本古典文学大系』による。以下本稿における本書の引用・説話番号・標題はこれによる。猶、説話の読解に際して、本書並びに『新潮日本古典集成』の頭注を参考とさせていた。

(2) 石清水行幸の宝前の儀については中本真人氏「摂関期の石清水行幸と御神楽」(『三田国文』51、二〇一〇)に詳しい。

(3) 蹲踞は両膝を折り、うずくまり頭を下げる礼。平伏はひれふして頭を地につける礼で、蹲踞よりも丁寧な敬礼とされる。

(4) 引用は『統神道大系』による。

(5) 西尾光一氏・小林保治氏校注。

(6) 頼長は内大臣にして一上宣旨を蒙り、藏人所別当に補された。橋本義彦氏「藤原頼長」(人物叢書、吉川弘文館、一九六四)参照。

猶、本稿は橋本氏書に負うところが大きい。

(7) 『著聞集』における「不思議」という語に関しては、平本瑠理氏「『著聞集』における「不思議」(『国語の研究』27、二〇〇一)に考察がある。

(8) 『著聞集』は上流公家層での享受を想定して成つたものと覚しい。

(9) 引用は『今鏡全釈』による。

(10) 美福門院(藤原長実女得子)を「諸大夫の女」と表現するあたりから窺えるだろう。

(11) 「百鍊抄」の引用は「新訂増補国史大系」による。この事件に關しては『兵範記』に詳細が記される。(増補史料大成)

今夕左府并右將軍、連車令退出給之間、於西堤辺、左衛門尉平信兼奉逢兩殿。信兼下車蹲踞樹下之處、舍人居飼等打車并信兼。信兼及身存恥、從類相伴急致監行。御隨身府生武弘移馬并從者一人中矢斃死了。同重文袖被射拔之。大將殿番長兼清右指被射切之、牛童同被射死了。此外被刃傷者、猶在兩三、毛車二兩逐電令馳帰東三條殿給了。即令師國朝臣被申院云々。信兼帰家之後、又父盛兼朝臣、馳參院、奏事由云々。末代狼藉触事雖多、公卿以上未曾有事也。何況執政人哉。積惡之所致、

天之令然歟、希代之珍事也。可恐可懼、く。(久寿二年二月一日条)

この事件に関して、信兼が下車蹲踞という礼を尽くしていたのにも関わらず、頼長側が狼藉に及んだことから、頼長側が非があったとされることが多い(橋本氏前掲書等)。しかし桃崎有一郎氏「中世公家社会における路頭礼秩序—成立・沿革・所作—」(『中世京都の空間構造と礼節秩序』思文閣出版、二〇一〇)は、「弘安礼」と「三条中山口伝」の路頭礼規定に照らせば信兼がこのときとつた下車蹲踞という敬礼は「なお礼を欠いていた」と指摘し、「信兼は下車したのち蹲踞ではなく平伏すべきだった」であり、頼長が信兼の礼を僭越として責める理由は十分にあったと考えられるのである」と述べておられる。この一件は頼長の礼節に対する厳格な態度が引き起こした事件であったと言える。

(12) 藤原永範に関しては仁木夏実氏「藤原永範考」(『大谷大学研究年報』57集、二〇〇五)に詳しい。

(13) 『著聞集』興言利口篇は、説話の登場人物の人物像や評価がわからないと笑いのポイントがわかりにくい説話が多いことは、大谷伊都子氏「笑話の分析—『古今著聞集』巻十六「興言利口」について—」(『日本語の研究』宮地裕・敦子先生古稀記念論文集、明治書院、一九九五)に言及がある。

(14) 『増補史料大成』による。

(15) 中本氏前掲論文、及び三橋正氏『平安時代の信仰と宗教儀礼』(統群書類従完成会、二〇〇〇)参照。

(16) 院政期の貴族の神祇信仰については三橋氏前掲書に詳しい。

(17) 引用は『増補史料大成』による。

(18) 忠実・頼長と忠通との政争の詳細については橋本氏前掲書参照。

(19) 『兵範記』久寿二年十二月二十五日条に「大業者」とある。ここでの「大業者」は「献策者」のこと。

(20) 皇嘉門院と彼女を取り巻く時代状況に関しては、須崎悦子氏「崇徳皇后皇嘉門院藤原聖子の生涯」(『政治経済史学』34、一九九五)、野村育世氏「評伝・皇嘉門院—その経営と人物」(『家族史としての

女院論』校倉書房、二〇〇六)等参照。

(21) ただし、忠実・頼長対忠通という政治的対立において、永範は必ずしも忠通サイドに属していたわけではない。仁木氏前掲論文は、彼が頼長家にも奉仕していることを指摘して、「永範は次第に対立を深めてゆく摂関家の兄弟の双方との関係をバランス良く保持していたこととなる」と述べておられる。

(22) 所引の「兵範記」の記事は「右衛門尉」とするが、資料によっては「左衛門尉」と作るのである、とりあえずここでは「兵衛尉」としておきたい。

(23) 「尊卑分脈」によると従五位上に至つたらしい。また「尊卑分脈」は文章博士を歴任したことを伝えるが、他史料に見えず、存疑。

(24) 盛業が師長家職事に補せられていることは、「兵範記」仁平二年正月十六日条参照。

猶、「兵範記」の記事には他にも頼長と縁のある人物の名も見える。東野治之氏「日記にみる藤原頼長の男色関係—王朝貴族のウィタ・セクスアリス—」(『ヒストリア』84、一九七九)によると、「行事上卿兵衛督忠雅」として名が見える人物は、頼長と親密な関係にあったという。

(25) 引用は、岩波書店刊『新日本古典文学大系』による。

(26) 第一節で引用した『侍中群要』の記事において、「但伝宣旨之時、仰詞了後可居也」と、宣旨を伝える時に限っては、藏人が大臣に蹲踞の礼をとる必要がないとされるのも、天皇の代理としての立場ゆえのことであろう。桃崎氏前掲書参照。

(27) 頼長がやり込められる「頼長の失敗談」というべき説話として有名なものとして『宇治拾遺物語』七二段と九九段が挙げられる。ともに頼長の隨身橋以長が頼長をやり込める逸話である。九九段の説話に関しては、野本東生氏「宇治拾遺物語第九九話「大膳大夫以長前駆事」考—古侍の路頭礼—」(『東京大学国文学論集』4、二〇〇九)に分析がある。本稿を為すにあたって、野本氏論文からは多くの示唆を得た。

(28) 五味氏「古今著聞集」と橋成季「平家物語、史と説話」平凡

社選書、一九八七)。また、磯水絵氏「古今著聞集」の「台記」受容―巻第六、管弦歌舞篇第七を中心に―(『説話と音楽伝承』和泉書院、二〇〇〇)に「著聞集」の「台記」受容に関する考察がある。

(29) 『兵範記』仁平二年正月二十八日条(前半部分脱落)にみられる除目記事の断片により、永範が式部大輔に任じられたのは、仁平二(一一五二)年正月二十八日のことであると知れ、「式部大輔永範」という本文も説話当時の官職・呼称を表していることがわかる。末尾の一文も原資料である記録の段階で既に付されていたものか。そうであるとすれば、末尾の一文は原初的には「あの式部大輔永範の子がこんなにも愚かである」と滑稽である」という意図ではなく、「さすがはあの式部大輔永範の子である」という意図の一文であったと思われる。

猶、「公卿補任」は永範の任式部大輔を「仁平三年」とするが「仁平二年」の誤記である。

(30) 兵範記論説会編『兵範記人名索引』(思文閣出版、二〇〇七)を参照した。

(31) 『兵範記』仁平四年正月二日条参照。

(32) 重要な異見としては、石井進氏「古今著聞集」の鎌倉武士たち(『鎌倉武士の実像』石井進著作集第五巻、岩波書店、二〇〇五)が示唆し、五味氏前掲論文も支持する。「成季は西園寺実氏に仕える人物だったのではないか」という見解がある。松本麻子氏「九条道家をめぐる二人の成季―古今著聞集」の作者について(『青山語文』26、一九九六)は、五味氏説を踏まえて再検証した上で、橘成季は九条家に仕えた侍であろうとの見解を示しておられる。本稿ではこれら諸説の当否について検証する余裕はないが、成季が活躍した時期の九条家と西園寺家は、九条道家が西園寺実氏の姉妹を妻としていて姻戚関係にあり、きわめて密接であった。何れにせよ、「古今著聞集」の編者橘成季は九条家の周辺にあった人物である可能性は高いと言える(内部徴証も十分である)。

猶「著聞集」における九条道家関連説話に関しては櫻井利佳氏

「古今著聞集」における九条道家(『東洋大学大学院紀要(文学研究科国文学』41、二〇〇五)に分析がある。

(33) 『著聞集』飲食篇に収められる第六二三段説話などは皇嘉門院御所でのごく私的な逸話であり、同様の伝承経路を辿ったものと思量される。

※本文の引用に際しては一部私に表記を改めた場合がある。

【附記】本稿は、二〇一一年慶應義塾大学大学院文学研究科修士課程にて開講された、国文学研究21・22(岩松研吉郎先生担当)において行った報告に基づく。岩松先生はじめ御教示下さった皆様に深く感謝申し上げます。